

愛知県の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う対応

～ 発生農場由来餌用廃鶏(はいじゅん)の都内移入への対応～

平成21年2月28日から3月2日にかけて、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された愛知県内の発生農場に由来する廃鶏(冷凍)が、猛禽類の餌用として都内3カ所に移入されていることが愛知県の調査で判明しました。

農林水産省からの本件に関する情報を受け、都では直ちに家畜防疫員による当該物品の追跡調査等を行いましたのでお知らせします。調査の結果、当該物品からの2次感染の恐れはありません。

記

1 移入場所

都内多摩地域3カ所

2 調査結果の概要(判明順)

移入場所	移入月日	移入羽数	調査結果の概要
1	2月27日	320羽	・全羽梱包状態のまま廃棄され、焼却施設での処理を確認
2	2月20日	200羽	・廃棄された4羽は焼却施設での処理を確認 ・冷凍保管の196羽は回収、焼却処分
3	2月21日	50羽	・2羽は飼養鳥1羽に給与済み ・廃棄された48羽は焼却施設での処理を確認
計		570羽	

(1) 回収した当該物品のウイルス検査(PCR検査)の結果は陰性でした。

(2) 飼育されていた鳥類に異常は認められていません。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染することは世界的にも報告されていません。

うずら卵・うずら肉を食べることによって、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染することは考えられず、うずら卵・うずら肉は「安全」と考える旨の食品安全委員会委員長談話が公表されています。

問い合わせ先

産業労働局農林水産部食料安全室
電話：03-5320-4845